健康保険証の廃止と資格確認書・資格情報のお知らせについて

令和６年12月２日から健康保険証の新規発行及び紛失等による再発行は終了します。ただし、現在お持ちの保険証は有効期限※まで利用することができます。

※豊頃町国民健康保険証・後期高齢者保険証 ↓ 最長で令和７年７月31日
※社会保険などの有効期限が印字されていないもの ↓ 令和７年12月１日

◆保険証の廃止後について◆

☞原則『**マイナ保険証**』で医療機関等を受診していただきます。

☞マイナ保険証をお持ちでない方には『**資格確認書**』を交付します。

※提示することにより今までと同様に受診することができます。
※マイナンバーカードを取得されていない方やマイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方などには、当面の間、申請いただかなくても「資格確認書」を交付します。
現在お持ちの保険証の有効期限を迎える前までに交付します。
※マイナ保険証を保有していても「資格確認書」が必要な方は申請が必要です。

⇩

・マイナバーカードを紛失した方、更新中の方
・マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障がいのある方　など

☞マイナ保険証をお持ちの方には『**資格情報のお知らせ**』を交付します。

※マイナ保険証をお持ちの方で、加入している保険資格が変わった時や70歳以上で負担割合の変更時に交付します。
※医療機関等でマイナ保険証が利用できない場合、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」をあわせて提示することで、医療を受け　ることができます。

～ あわせてご確認ください ～

マイナ保険証…**マイナンバーカードと健康保険証が一体化したもの**
手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除する等のメリットがあります。

資格確認書…**マイナ保険証をお持ちでない方の加入する健康保険を確認するためのもの**
※当面の間、申請いただくことなく交付します。

資格情報のお知らせ…**マイナ保険証をお持ちの方へ、自身の被保険者情報等を簡易に把握できるよう、お知らせする書類**

資格確認書（イメージ）

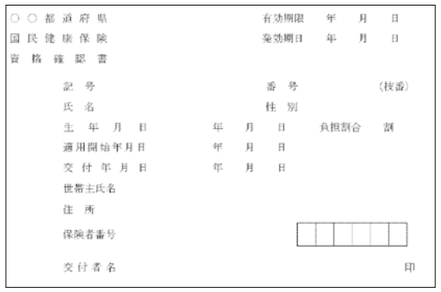

＜カード型＞

資格情報のお知らせ（イメージ）

＜Ａ４型＞

問合せ先
役場福祉課保険係☎５７４－２２１４

国民健康保険・後期高齢者医療保険第三者行為についてのお知らせ

交通事故など第三者の行為により、けがや病気になったときは？

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によって、けがや病気になったとき、本来、治療費（過失相当分）は加害者が全額負担するのが原則です。しかし、現実的には話し合いや賠償請求が遅れるため一時的に健康保険の給付を受けて治療することができます。

このとき健康保険（国保・後期）で負担した費用は、加害者に代わり一時立て替えている状況になるので、後日加害者へ損害賠償請求をすることになります。

医療費適正化の取組として、第三者行為によるけがの可能性がある方への負傷原因照会を行うことがあります。回答にご協力をお願いします。

第三者行為とは？

- 相手のある交通事故（同乗者含む）
- 他人のペットに噛まれた
- 購入食品や飲食店等での食中毒
- 他人からの暴力行為　など

警察に届出しましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届け出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

役場福祉課保険係の窓口にも必ず届出しましょう

第三者行為により保険証を使用する場合は必ず福祉課保険係へ第三者行為による被害届の提出をしてください。また安易な示談はさけて事前に相談してください。
（法令により、速やかに医療保険者に届出をすることが義務付けられています。）

必ず医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

届出に必要なもの

- 第三者行為による被害届（保険係の窓口にあります）
- 保険証
- 被保険者の印鑑
- 事故証明書（後日でも可）など

詳しくは福祉課保険係へご相談ください。

ジェネリック医薬品の利用について

○ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される医薬品です。先発医薬品の特許期間（20～25年）終了後に、厚生労働省の承認を得て製造・販売されるもので、先発品と同じ有効成分で同等の効果が期待でき、低価格での提供が可能です。

○ジェネリック医薬品の処方を希望される場合は、医師や薬剤師に相談してください。「ちょっと不安」という場合は、短期間だけジェネリック医薬品を試すことができる「お試し調剤」を利用することもできます。（保険証やお薬手帳にジェネリック医薬品希望シール（カード）を貼って、利用希望の意思を伝えることができます）

【効き目・安全性について】
先発医薬品と同様に様々な基準を守って製造され、厚生労働省が効き目や安全性について審査し、クリアしたものだけが承認されています。
※すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限らず、治療内容によっては、適さない場合があります。ご不明な点は、医師・薬剤師に相談してください。

【価格について】
ジェネリック医薬品を利用すると、新薬より３割から５割以上安くなるものもありお薬代の節約につながります。

【かかりつけの医師・薬剤師をもちましょう】
○日頃から、かかりつけの医師や薬剤師をもって処方されている薬の情報を把握してもらっておくのが安心です。
○自分の処方されている薬がわかるように、お薬手帳を１冊にまとめて持ちましょう。

問合せ先
北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市）☎０１１－２９０－５６０１
役場福祉課保険係☎５７４－２２１４